

令和5年度 大学進学奨学生募集要項

◆ 趣 旨

学業優秀な者、スポーツ・文化活動に特技をもつ者で学資の支弁が著しく困難と認められる者に給付し且つ償還を要しない。

◆ 給付基準

校内外の生活を通じて他の生徒の模範である者で、次の（１）のＡ～エのいずれかに該当し、且つ（２）に該当する者に給付する。

（１） 家計について

- ア 主たる家計支持者を失った者で、学費の支弁が困難と認められる者
- イ 生活保護法による被保護世帯に属する者及びこれに準ずる者
- ウ 火災・風水害等により著しく被害を受け、学資の支弁が困難と認められる者
- エ 長期療養者又は身体障害者等のいる家庭に属する者で、経済的に困窮している者

（２） 学業成績優秀な大学進学者（４年制・６年制）

◆ 給付額・給付方法

（１） 給付額は、300,000円を限度とする。

※給付金額は、奨学金給付委員会の審査を経て決定します。

（２） 給付金は、給付決定額を本人名義の口座に振り込む。（令和6年4月上旬予定）

◆ 返 済

給付された奨学金について、返済の必要はない。

◆ 給付の停止

次の（１）～（３）のいずれかに該当する者は、給付資格を失う。

- （１） 令和6年度に大学に合格できなかった者
- （２） 令和6年度に大学に合格したが、入学しなかった者
- （３） 進学するまでの間に、奨学生の候補者としてふさわしくないと認められる行為があった者

◆ 申し込みについて

希望者は、渉外部より大学進学奨学生申込書を受け取り、令和6年2月9日（金）までに渉外部へ提出してください。

※事前に必ず、保護者・HR担任と相談してください。

◆ 提出書類（奨学金担当者より説明します。）

次の（１）～（３）の書類を全て提出してください。

- （１） 一般財団法人青森県立五所川原高等学校後援会奨学生願書
- （２） 所得関係書類（家族全員分の書類を提出してください）
 - ア 給与所得者（パートを含む）…令和4年分の源泉徴収票（コピー可）
 - イ 給与外所得者…令和4年度所得証明書（令和4年1月～12月分の所得課税証明書）
※市役所・町村役場にて申請・発行できます。
- （３） 資産証明書
※市役所・町村役場にて申請・発行できます。
※願書の記載事項を確認するために必要です。
※資産がない場合、固定資産課税台帳に登録されていない旨の証明書を添付してください。
- （４） その他、上記以外の収入等がある場合は、必要書類を添付してください。

※不明な点等がある場合は、渉外部 奨学金担当（白川）まで、ご連絡ください。

e-mail : syogai-gos.h@asn.ed.jp